

（案）
建築保全業務委託契約書

秋田県立能代科学技術高等学校長 藤原 孝一（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 □□ □□（以下「乙」という。）は、空調設備保守管理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（業務）

第 1 条 甲は、次の委託業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 委託業務名称 空調設備保守管理業務委託
- (2) 委託業務の場所 能代市盤若町 3 番 1 号
秋田県立能代科学技術高等学校

2 委託業務の内容 別紙特記仕様書による

（委託期間）

第 2 条 この契約による委託期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

なお、この契約は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 1 8 年秋田県条例第 9 号）に基づく長期継続契約であるため、本契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、甲はこの契約を変更又は解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（委託料）

第 3 条 委託料は、〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額△, △△△円）とし、毎月の支払予定額は別紙のとおりとする。

- 2 乙は、毎月の委託業務が完了したときは、速やかに完了通知書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、乙から前項による完了通知書を受領したときは、速やかに検査確認しなければならない。
- 4 乙は、前項の検査に合格したときは、甲の定める手続に従って委託料を甲に請求するものとする。
- 5 甲は、乙から前項による請求書が正当であると認めたときは、その日から起算して 3 0 日以内に委託料を支払わなければならない。
- 6 乙は、すべての委託業務が完了したときは、速やかに完了届を甲に提出し、甲の検査を受けるものとする。

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金は、〇, 〇〇〇円とする。（※納付の場合）

甲は、乙が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則第 1 7 8 条第 号により免除する。（※免除の場合）

（業務計画書の提出）

第 5 条 乙は、仕様書に従い、業務の実施に先立って業務計画書（以下「計画書」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は前項の計画書が提出され必要があると認めるときは、計画書を受理した日から5日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して計画書の再提出を請求することができる。
- 4 計画書は、甲及び乙を拘束するものではない。

(委託業務の処理方法)

第6条 乙は、別紙特記仕様書及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。

(光熱水費の負担区分)

第7条 委託業務を実施するために使用する電気、水道等の費用は、甲の負担とする。

(臨機の措置)

第8条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対して所要の措置をとることを求めることができる。

- 2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(施設管理担当者)

- 第9条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する職員（以下「施設管理担当者」という。）を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。
- 2 施設管理担当者は、この契約書の他の条項に定めるものの他、次に掲げる権限を有する。
 - 一 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
 - 二 この契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に関する回答
 - 三 業務の進捗状況の確認及び履行状況の確認
 - 3 第2項の規定に基づく施設管理担当者の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 4 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、施設管理担当者を経由して行うものとする。この場合においては、施設管理担当者に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

- 第10条 乙は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を甲に通知しなければならない。また、その者を変更したときも同様とする。
- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、業務関係者に関する措置並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

(調査等)

第11条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは、必要な報告を求め、又は、委託業務の処理に関して、乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(業務内容の変更等)

第12条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、契約金額又は業務期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は甲乙協議して定める。

(再委託の禁止)

第13条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(解除等)

第14条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告のうえ、この契約を解除することができる。

(1) 乙が契約に違反したとき。

(2) 乙の委託業務の実施が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙がこの契約書を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は甲にその損失の補償を請求することができない。

(損害賠償)

第15条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、速やかに甲に報告することとし、また乙はその損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも同様とする。

(消費税及び地方消費税の取扱)

第16条 消費税及び地方消費税率が改正された場合、甲と乙は税率の変更による増加額相当分の変更契約について協議する。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第18条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 秋田県能代市盤若町3番1号
秋田県立能代科学技術高等学校長 藤原 孝一

乙 (住所)
(氏名)

別紙 支払請求一覧

履行内容	完了報告期限	金額	消費税	合計
4月分	令和8年5月10日			0
5月分	令和8年6月10日			0
6月分	令和8年7月10日			0
7月分	令和8年8月10日			0
8月分	令和8年9月10日			0
9月分	令和8年10月10日			0
10月分	令和8年11月10日			0
11月分	令和8年12月10日			0
12月分	令和9年1月10日			0
1月分	令和9年2月10日			0
2月分	令和9年3月10日			0
3月分	令和9年3月31日			0
合 計		0	0	0